

第2回日米大学図書館会議報告 (2)

岡崎 義 富

第2回日米大学図書館会議問題別部会は、館長問題 Group 1, 図書館組織と意志決定 Group 2, 図書館職員 Group 3, 図書館相互協力 Group 4 の4部会に別かれて、会議日程第2回、第3日(1972・10・18~19)の両日午後、会場をウイングスプレッドに移して開催された。

それぞれ、午前中に行なわれた調査報告で提起された問題点を中心としたもの、かなり自由な討論方式で進められた。

館長問題部会 (Group 1)

主査は財団センター所長 T.R. パックマン, 研究図書館協会の管理部長 D. ウェブスター, Rapporteur には UCLA の E. T. ムーア, 東京都立大学の千葉正士の各氏がいった。

日本側からの問題としては、①非専門の教授館長の多いこととそれに伴う問題点、②専門的業務の実務的管理にあたる、事務長、総務課長の仕事の内容と問題点、③総じて図書館員と図書館長に対する評価が大学内で低い、国立の場合は行政組織・予算・人員などの制度上の制約からくる問題点がある、私立の場合は教授・学部長の他位など国立と違った事情のあること等が説明された。

アメリカ側からは、これに対して図書館長の専門的能力を高めるための組織的努力について実績が示された。大規模の大学図書館で館長の専門性が要求され、専門的職員の能力開発と研究の増進のためには当然必要なことであるが、1940年代から専門家の館長を迎えるような傾向がきざりとなり、しろうと館長の専門化をも含め組織的努力の跡が述べられた。

このことから、日本側としては、館長が専門職であるべきかいなか問題で、アメリカ側としては専門職の館長が教授のステイタスをもつべきかが問題となる。

前者については、図書館の合理化を実現するため専門職を館長として迎えるべきで、教授職とするのは、そのあとの問題である、現状からすれば教授職をもつ者が館長となる外はないから、その善処策を講ずるべきであるとの主旨が述べられ後者については、これを肯定する意見が多かったといえよう。

専門職はともかく、国立大学図書館協議の第10回(当時研究集会)は「館長の役割」がテーマであり、館長は各局部図書館の連絡調整、評議員として大学の重要な決

定事項に参加する、予算の獲得、図書館員の養成を主な任務とし、そのため任期は3年以上、副館長を制度として考える、選出にあたって、館長の位置付け、権限の強化が必要である、このためには講義の免除をしてせめて専任制をとるべきだとの意見が提出されている。

第10回総会は昭和38年であった。10年たつてこの問題を議論すると恐らく同様の答がだされるであろう。現状での専任制は教授館長にとって学者として致命的な学業のプランクを甘受しなければならぬし、専任制をとった場合そのことが直ちに専門家となることを意味しない。善処策の必要性は概にわかっている、問題はその内容であり、具体的な一歩が日本側の問題であろう。

大学図書館における組織と意志決定 (Group 2)

主査はプリンストン大学図書館長 W.S. ディクス, 東大北学の本原隆吉助教授, Rapporteur にはノースウェスタン大学図書館の T.F. ウェルチおよび一橋大学図書館の岡崎義富の各氏がいった。

日米双方においてみられる共通の現象は、古い伝統をもつ、特に大都市の大学に改革の問題が起きていること、この新しい動きが図書館の意志決定にどのような作用をして行くのか、この問題が討論の出発点となった。特にディクス氏は高木氏の報告にみられる、いわば官僚行政機構の強い日本の場合、この変化への対応の仕方、意志決定の問題はどうなのかの質問を行なった。高木氏は、最初に日本の国立大学の組織についてのコメントを付し、館長として大学の教授会から自主的に選出されたが、部長以下図書館員は文部省に直結した強いライン構造に組込まれているので、任命された当時はむしろ孤独の感があった。日本の行政機構の強さは米国とは違っている、しかしこのことは全く自主性を否定しているわけではない。図書館商議会の決定、また個別大学の外では国立大学図書館協議会等がある自主的な決定を行なう場があり、これらの決定による働きかけが命令の形でこの機構に入ってくるとそれなりの強さをみせる場合があること等プラス面の評価も行なった。

これに加えて図書館の事務部長の仕事について、当然であるが国の方針の執行者として業務を遂行するが、それが自主的な大学教授会の決定と食い違いが生ずる場合その調整の作業が困難であるとの体験が述べられた。

この場合ローヤルティをどこに置くかが問題で、大学のため最大限の努力を尽す覚悟があっても問題が一元化

されないのではむずかしいとの発言があった。これに対して米側から、ローヤルティをむしろ自分に置くべきで、どこにあっても自分が最良の図書館員であるかどうかが出発点である、このように考えることで問題の一元化ができるのではないかとこの主旨が述べられた。

また京議制度といった決定方式が日本にあるのではないかとこの日本通の質問もあり、参加に対する責任の問題も提起された。これに対し、日本の社会的な背景の説明、決定については最上部までもって行かれることが普通で権限の委譲は少ないといった実情が述べられた。

一方コロンビア大学において長期的な組織の改善計画が行なわれよい結果が得られていること、また米国では図書館の意志決定に苦い図書館員の意見をも入れて行く傾向のあることが説明された。またスタッフとしての昇進を決定する委員会への参加もあり得るとの報告があった。日本側からは、米国の場合、図書館職員の専門職としての立場が日本に比較してよく発展している。したがって意志決定にあたっては専門性の立場からの意見の主張が行なわれる、専門性をもつスタッフとして、例えば教授会が自分達の意志決定を自主的に行なうように、同僚の昇進問題にも参画することも考えられようとの分析的な発言があった。日本においては、一般に若い人達の図書館運営に対する意志の反映は、むしろ Professional Union より Labor Union としての参加の傾向があるとの説明があった。

この部会では日本側の実情説明がその大部分を占めたといつてよいが、図書館員としてそのローヤルティを自分に置くという発言は米国的な考え方として印象的であった。そこで図書館員の倫理要綱の問題を再びわれわれは考えるべきであろう。

大学図書館職員 (Group 3)

主査には慶応義塾大学三田情報センターの安西都夫部長, カンサス大学図書館長 D.W. ヘロン, Rapporteur には東京農業大学図書館次長柴田寛三, イェール大学東洋部図書館長金子英生の各氏がいった。ヘロン氏は、日米間に存在する質の相違について、深い認識をもつ必要性を最初に強調した。

日本の図書館員の将来について、相当の難問題があり必ずしも楽観的でないこと、図書館サービス業務では質より量的なエネルギーが求められている実情の説明があった。

質については、図書館員教育の中に、新しい動きができてきているが現状では貧困であり、ここに大きな問題がある。実際的な業務の中では優秀な職員でも管理職への道が現在まだ狭いこと、専門職としての職種が確立されていないことから能力を発展させる機会がなく反動として無気力になる場合もある。したがって身分上の

地位向上が必要であるとの意見がされた。

一方米国では、①図書館員の社会的地位が日本より認められていること、②図書館教育における大学院課程が発達していることの2点は特に日本より有利な状況にあることが確認された。しかしすべての図書館員が Profession とは認められていないことも指摘された。

社会的地位については、日本ではその法律的な規定が重要な意味をもっており、国立大学においては司書の身分について法的根拠がない、国立の図書館短大がありまた4年制への志向もある、しかしそれと大学図書館との法的関連はない。

米国においても約20年前に司書職の概念を明確にするの必要性があった。その経験からして地位の社会的向上は、図書館の限られた枠内での運動では限界がある。日本の私立大学図書館協会、国立大学図書館協議会等が共同し議員への働きかけも一つの方向であろうとする示唆もあった。

しかし私立大学の自主制の立場から、法律に必ずしも縛られないで、独自に司書の優遇を行なっているところもある、私立大学の館長の間には、自主的な決定するべきであるとする考えと、身分・地位は法律によって確定するべきであるとの2つの意見がある。また米側から、日本の大学図書館長は非専門職であるが、副館長にあたる地位には専門職の人もあるのかとの質問があった。

米国においても大学図書館長の地位は大学の規程で正式には必ずしも位置付けられていないし、図書館長を司書とは規定していないことも同様である。米国では州によって異なるし、日本のような全国的に統一的法令によって支配される場合とは相違がある。

日本の国立大学では戦前、大学職員は教官、技官、事務官、司書官といった職種があったが、戦後、新制大学になって、教官、技官、事務官となってしまった。各大学はそのため自治の名の下で内部的処置を行なっているところもある、例えば東北大学では6人の助教授・講師等が大学図書館に所属しているが事務官との関係はむずかしい、やはり法的な規定を必要とするといった意見が述べられた。

議論が日本の法律問題に集中したので、日米共通の問題に戻ることにし、司書職の社会的地位付けを中心に発言があった。

米国では司書職が社会的に認められているがこれに対する批判が全くないわけではない。専門職を疑問とする人の根拠は、①専門職と云われる弁護士、医師のように他の人に指向性を与えない。②司書には強力なアソシエーションがないという点である。当然 ALA という機関があるという反論があるが、ALA は希望者だけが入れ

る機関とみられよう。

これに対し ALA は会員に誰でもなれるものではないし、ALA 設置の始めからの目的として司書の社会的地位の確立とその立法に努力してきたとする補足説明があった。また司書が専門職か否かの論議より、社会的な価値を持ったために努力することが重要であるとの意見が述べられた。この場合、大学のアカデミックライブラリアンは公共図書館の図書館員より専門的であると思うがこのことは余り重要であるとは思われないとの意見も述べた。

問題を学内に限ってみると、司書の地位は行政当事者との関係の方が教授系との関係よりも重要であろう。米国内でも司書がアカデミックステータスを勝ち取ろうとする努力がある、とにかく、名目的な地位は重要でなく社会的評価を現実で得ることが必要であるとの主張があった。

司書と図書館学者との区別、実務とライブラリースタッフのスタッフとの交流、慶応におけるその事例等が述べられた。結論的にいうなら、①日本で司書の地位を確立する運動が続いているが、法的に認められることの必要性はあるとしても、低い所でその他位が固定化することは良いとはいえない。②社会的に実質的な評価を得ることが必要である。③そのため実績をあげる努力を払わなければならない。アカデミックなビブリオグラフィーを作ること、特定の主題について専門の学問を身につけること等が具体的な一歩であろうとの意見が述べられた。

特定の主題について専門的な知識を役立つだけ十分に修得する労働はそれだけで相当の負担である。日常業務に精一杯の図書館員には重荷であろう。この論理の循環を断ち切るには短期的には図書館の管理運営システムの改善であり長期的には図書館員の教育システムの問題として考える必要がある。

大学図書館間の相互協力 (Group 4)

主査は国立国会図書館の参考書誌部長、酒井節、研究図書館センターの館長、G. K. ウィリアムス、Rapporteur は聖心女子大学図書館長補佐、芦澤明子、コロンビヤ大学東洋部図書館長、P. B. ヤンボロスキーの各氏であった。

基調報告では日本側として全国的な相互利用の計画はまだない、自然科学系が活発であること、人文系については特別の場合を除きまだ活発とはいえない状況の説明、また国立大学図書館協議会で現在構想中の保存図書館等の報告がなされた。

米国側としては、アメリカにおける相互協力の歴史、その形式が示され、協力の仕事が軽くみられる理由として協力は全ての仕事の終わった後の余力によって行なわれ

るべきものとする先入観がある、人力と時間を要するのに見返りが少ない等の理由を指摘した。そして現時点での組織だった協力体制の必要性を強調した。

討論に入り、日本側からは東京大学の自然科学系保存図書館の構想や九州大学の九州大学図書館センター計画などが補足的に説明された。

米国側からは、第1回日米大学図書館会議の際に詳細に報告された諸活動について、その後の2年間の経過及び主要な変化が説明された。概要は、(1)豊かな時代に作られた図書館相互利用の計画が不況の1970年代に適應するよう再検討されていること。そして、「現在よりも安価に質を落さないでよい図書館サービスをすること」に焦点が向けられている。(2)図書館相互協力が非公式なものから公式なものに移り変って組織だったこと。(3)地域ごとに相互協力で結ばれたネットワークを、どのように相互に関連付けて行くかということと、その管理の方法などが今後の課題であろうとするものであった。そして、そのために図書館協力組織協会、図書館協力開発計画などができていることも述べられた。

以上両国内の協力状況について報告がなされたが、国際的協力の立場で何ができるかとの問題では、既に時間が不足して、その可能性を求めると十分な討論はできなかった、しかし米国側、日本側から以下の要望が提出された。米国側からは東アジア研究に関する資料、日本の政府刊行物、大学の改要類をLCのみでなく個別の大学にも所蔵したい。日本史の史料の複製問題があげられた、一方日本側からは図書館員の人的交流の問題が提起された。

日本側とアメリカ側の相違は極めて印象的であった。日本でも多くの改善案、構想等が打出されている、しかし大学図書館の現状は依然としてそのまま、むしろ世界情勢の変化によって改善案なり構想なりが目標としての意味を失ない、その修正作業を続けることに終始している感がある。米国の場合構想を、部分的にせよ実現し、具体化して、そこで現実に起る問題の解決にアイデアを求めている。そうしなければ実際の意味を失うという強い要求に支えられた緊迫感がある。

両国の差を単に歴史的な発展段階の差にすべて置き替えるだけでは解決しない問題があるよう思える。日本で打出されて構想が現実に生きる力とならないのは何か、優れた構想を生む作業、現実の握把の他にも検討されるべき問題があるように思われる。

(この報告の執筆にあたって、Group 2 を除く各部会の Rapporteur 千葉正士、柴田寛三、芦澤明子の各氏から詳細な資料の提供を受けた。)